

平成27年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年12月15日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 経済建設常任委員会委員の選任
日程第3 議会改革調査特別委員会委員の選任
日程第4 一般質問
日程第5 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について(総務文教常任委員長報告)
日程第6 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更について
日程第8 意見書案第1号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書
意見書案第2号 地方の公共交通を守りJR北海道宗谷北線の減便、美深駅の無人化の見直しを求める意見書
意見書案第3号 TPP大筋合意に抗議し情報公開と国会審議の徹底を求める意見書
日程第9 報告第5号 例月現金出納検査報告について
日程第10 閉会中継続審査(調査)の申し出について
日程第11 委員の派遣報告

委員長報告)

- 日程第6 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更について
日程第8 意見書案第1号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書
意見書案第2号 地方の公共交通を守りJR北海道宗谷北線の減便、美深駅の無人化の見直しを求める意見書
意見書案第3号 TPP大筋合意に抗議し情報公開と国会審議の徹底を求める意見書
日程第9 報告第5号 例月現金出納検査報告について
日程第10 閉会中継続審査(調査)の申し出について
日程第11 委員の派遣報告

1. 出席議員(18名)

議長	17番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	靖	議員
	1番	浜	田	康子	議員
	2番	山	崎	真由美	議員
	3番	野	田	三樹也	議員
	4番	東	川	孝義	議員
	5番	川	村	幸栄	議員
	6番	奥	村	英俊	議員
	7番	高	野	美枝子	議員
	8番	佐	久間	誠	議員
	9番	塩	田	昌彦	議員
	10番	川	口	京二	議員
	11番	山	田	典幸	議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 経済建設常任委員会委員の選任
日程第3 議会改革調査特別委員会委員の選任
日程第4 一般質問
日程第5 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について(総務文教常任

12番	大石健二	議員
13番	熊谷吉正	議員
15番	高橋伸典	議員
16番	佐々木寿	議員
18番	東千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚敏
書記	久保敏
書記	開発恵美
書記	佐藤潤

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	臼田進君
市民部長	三島裕二君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経済部長	川田弘志君
建設水道部長	中村勝己君
教育部長	小川勇人君
市立総合病院事務部長	岡村弘重君
市立大学事務局長	松島佳寿夫君
こども・高齢者支援室長	馬場義人君
営業戦略室長	水間剛君
上下水道室長	天野信二君
会計室長	常本史之君
監査委員	上田盛一君

○議長(黒井 徹議員) ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 高野 美枝子 議員

12番 大石 健二 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 経済建設常任委員会委員の選任を行います。

去る12月10日、塩田昌彦議員から経済建設常任委員会委員を辞任したい旨の願いがあり、これを許可いたしました。欠員となりました経済建設常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により佐々木寿議員を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第3 議会改革調査特別委員会委員の選任を行います。

去る12月10日、塩田昌彦議員から、また去る12月14日、高橋伸典議員からそれぞれ議会改革調査特別委員会委員を辞任したい旨の届け出があり、これを許可いたしました。欠員となりました議会改革調査特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により東千春議員、野田三樹也議員を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第4 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

TPP交渉大筋合意への対応について外3件を、川村幸栄議員。

○5番(川村幸栄議員) おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、TPP交渉大筋合意への対応につ

いて伺います。TPP、環太平洋連携協定交渉が大筋合意いたしました。安倍内閣は、その詳細を国会にも十分に説明しないまま対策へ動き出しています。大筋合意でTPPが決着したわけではありません。発効までには、正文の完成から署名、各国の批准が必要です。アメリカの事情で署名は来年2月初めとされています。

そこで、地域経済への対応について伺いをいたします。JA道北なよろからの要望や農業委員会の建議書にもあるように、農業、農村関連予算の効果的編成と執行は不可欠であると述べられ、具体的な対応が求められているところであります。地元紙でもTPP政策大綱を見る限り、農業を守り育てるための具体的な筋道は見えてこないと言っています。関係機関と相談しながら、国の動向を見ながらではなく、市の考えを明確に示すことこそが必要ではないでしょうか。

また、自給率向上への対応についても、北海道の自給率200%を超えています。日本全体の国民の安全、安心な食を担っています。その大きな一翼を担っている名寄市です。市の考えを明確に示していただく、このことをお尋ねいたします。

2つ目に、新公立病院改革プラン策定について伺います。国は、経営効率化、経営形態見直し、再編ネットワーク化、地域医療構想を踏まえた役割の明確化など新公立病院改革プランの策定を義務づけています。昨日の一般質問での質疑のやりとりの中でも地方公営企業法の全部適用の方向性が示されていますけれども、今後の公立病院を取り巻く国の動向に対して柔軟に対応できる体制を構築していきたいという考えがおありのようですが、この間消費税の増税による負担増がありました。さらに、公立病院の運営に充てられる地方交付税の算定がベッド数から稼働ベッド数に変えられようとしています。そして、来年度の診療報酬改定の削減により、さらに経営は厳しいものになってくるのではないのでしょうか。地域医療への影響について、今市民の方々の中からこうした社会

情勢の中で地域医療の低下につながるのではないかと危惧している、そんな声が聞かれます。地域医療への影響についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

3つ目に、国民健康保険税の負担軽減についてお尋ねをいたします。この間国保税の負担軽減について何度となくお尋ねをさせていただいてまいりました。国の国保支援金活用で、収入の1割以上にもなっている国保税の負担軽減を強く求めたいと思ひます。払いたくても払うことのできない高過ぎる国保税は制度的な欠陥であり、国庫負担の増額や自治体の支援が絶対的に必要です。函館市では、本年度から引き下げられています。国からの支援金や市独自の一般会計からの繰り入れなどを使い、保険料の引き下げを行っています。名寄市のお考えをお聞かせください。

国保の都道府県単位化についてもお伺いをいたします。2018年度導入予定の都道府県化、都道府県が市町村ごとに標準保険料率や納付金を決めることになり、保険料の引き上げや徴収強化、滞納や保険証の取り上げが広がりかねません。納付金は医療費の実績や所得水準をもとに決められ、医療費抑制が一層迫られてくるものと考えます。この間の質問でスケールメリットがあると答えられてきましたけれども、どのようなメリットがあるのかお知らせをいただきたいと思ひます。

4つ目に、子供の議会開催の考え方について伺ひます。1つに、子供の権利条例についてであります。この間子供の権利条例制定についてもお伺ひをしてまいりました。子ども・子育て支援事業計画に盛り込むということで今回盛り込まれていますが、子供の権利尊重への動きが伝わってまいりません。改めて条例の制定を求めるものであります。

さらに、子供議会の開催について伺ひます。子供の権利、安心して生きる、虐待や犯罪から守られる、平等で自分らしく育つ、意見発表、参加する、この4つの権利を尊重し、子供の意見を発表

する場として子供議会の開催を望むものですが、お考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 川村議員からは、大項目で4件の御質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2は病院事務部長から、大項目3は市民部長から、大項目4の小項目1はこども・高齢者支援室長から、小項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目1、TPP交渉合意への対応について、小項目1、地域経済への対応について申し上げます。また、昨日山田議員から同様の御質問をいただいておりますので、一部重複する答弁となりますことをお許し願ひたいと思ひます。環太平洋連携協定につきましては、本年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において大筋合意を見たところですが、関係機関からは、11月4日にJA道北なよろからの平成28年度農業振興施策に対する要請書をいただき、生産活動の減少や農業だけでなく地域衰退につながる懸念があるなどの御意見をいただきました。また、11月24日には農業委員会からの平成28年度農業・農村振興施策に関する建議の中でも農作物のかつてない市場開放が行われることから、国内農業を維持、発展させていく必要な措置の構築などについて御提言をいただきました。市議会におきましては、定例会での反対決議や意見書の採択がされまして、その趣旨に沿って名寄市でも取り組みを行ってまいりました。国は、この間都道府県における説明会を開催したほか、11月25日総合的なTPP関連政策大綱を決定しました。農林水産業の分野では、攻めの農林水産業への転換として体質強化対策や経営安定、安定供給のための備えとして重要5項目関連の対策を柱とした政策を打ち出したところですが、また、TPP対策費として補正予算

で計上していく方向で検討がされているところです。

市としては、11月に北海道、北海道市長会、北海道町村会の連名によるTPP協定に関する要請書を国へ提出したほか、北海道市長会においては環太平洋連携協定問題特別委員会が設置され、構成市として意見反映を行ってまいりました。今回の大筋合意においては、農業を基幹産業としている本市としては地域農業の存続にかかわる重要な案件であると認識しております。今後は、国会での批准に向けての動きを注視するとともに、農業者への的確な情報提供とともに持続可能な農業を目指していく中で、農業者が安心して将来展望が持てるように今後の農業対策における予算措置も含めて実効性のある財源の確保と法制度の確立や経営所得安定対策やブランド力の向上、産地化を目指していける中長期的な支援計画の策定等については、農業者はもとより北海道を初めとして関係市町村や生産団体と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、自給率向上への対応について申し上げます。本年4月に国が策定しました食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の目標をカロリーベースで平成25年度の39%から平成37年度に45%に引き上げる目標を設定したところです。北海道においては自給率が200%を超えている状況ですが、名寄市においては生産者の皆さんの長年の努力の積み上げにより安全、安心な農産物が生産されており、名寄産ブランド力の確立がされてきたところです。今回のTPPにより海外の農産物が大量に輸入されることになれば、例えば食品添加物などにおいて懸念されるところです。JAにおいても国産の農畜産物は安心、安全なものを提供するために残留農薬検査の実施などがしっかりと担保できるよう厳しい対応が求められており、外国産においても同様の提示が必要であるとの御意見も伺っており、国への要請を含めて関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目2、新公立病院改革プランについての小項目1、地域医療への影響についてお答えいたします。

御指摘のとおり、公立病院の経営については大変厳しい状況にあります。公立病院は民間病院との適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で安定した経営のもとでへき地医療、不採算医療や高度先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことが求められております。そうした中で総務省から新公立病院改革ガイドラインが示され、新たな改革プランの策定が求められていることから、本市においては新名寄市病院事業改革プラン策定検討会議を設置し、議論を進めているところでございます。新改革プランの中では、道が策定する病床機能区分ごとの将来の必要量等を示す地域医療構想を踏まえた役割、医療介護総合確保推進法において掲げられている地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明確化するものとされております。現在のところ地域医療構想、本市の病院事業の改革プランとも検討段階であり、議論を進めている途中ではございますが、市立病院においては急性期医療、専門医療を担う拠点病院として、東病院においては地域の慢性期医療を担い、在宅と療養、医療の橋渡しとなる病院として、現在の機能を維持する方向性を確認することになると想定しております。今後は、近隣市町村の民間も含めた医療機関、介護福祉施設、保健機関とますますの連携を図り、地域の皆様が安心して生活していける医療体制を提供できるよう努めてまいります。

また、現在の医療施設は救命、延命、治癒、社会復帰を前提とした病院完結型の医療から病気と共存しながら生活の質の低下を防ぎ、住みなれた地域や自宅での生活を地域全体で支える地域完結

型の医療への転換が図られております。こうした制度となっていることから、急性期治療後の患者さんは退院後在宅復帰または介護福祉施設への入所を図ることなどになりますが、高齢世帯を中心に退院後の生活に不安を持っている患者さんも少なくないことは承知しております。今後も近隣介護施設、保健師等との協力体制を密にし、患者さんが安心して退院後の生活に移れるよう丁寧な対応に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の3、国民健康保険税の負担軽減について、小項目の1、国の国保支援金活用について及び小項目の2、国保の都道府県単位化について一括して申し上げます。

国保制度は、地域医療の中核を担う医療制度として市民の健康保持、増進において大きな役割を果たしております。しかし、加入者が低所得であることや高齢化に伴う医療費の増大などの構造的な課題を抱えており、医療費の支払いのためには加入者の支払う国保税を初め、国、道、市からの負担金や補助金などの財源が必要となります。名寄市においても年々増大する医療費や高齢化の進展により国保財政は困窮の度を増しております。基金を取り崩しながらの厳しい財政運営が続いております。一方で、名寄市の平成25年度の決算ベースでは、1人当たりの国保税額は医療分で全道35市中24番目と決して高い税額ではない状況でございます。さらに、国保加入者の負担を軽減するために加入者の所得に応じた軽減を行っており、平成27年度当初賦課におきましては7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象者は国保加入者全体の約65%の方が国保税の軽減を受けている現状でございます。

また、平成30年度からは国保の構造的な課題を解消し、国民皆保険を将来にわたって堅持する

ために国保の都道府県化が実施されます。これにより平成30年度から毎年約3,400億円の公費拡充等による財政支援が予定をされております。まず、平成27年度からは低所得者対策として約1,700億円、平成30年度からは各自治体の責めによらない要因による医療費の増や医療費の適正化に向けた取り組み等に対して約1,700億円の財政支援、さらに財政リスクの分散、軽減のため、財政安定化基金の創設などが予定をされてございます。こうした基盤強化により、加入者に対する急激な保険税の引き上げが抑制されることにつながるとされております。新制度に伴い、国や道からの財政支援がふえることが期待されるところでございますけれども、保険者の医療費適正化に取り組む保険者努力支援に対する具体的な指標がいまだ示されていないこと、また北海道においても都道府県ごとに定める国保運営方針や標準保険料等について現在事務レベルのワーキンググループにより協議を進めている段階であり、名寄市が抱える被保険者の減少に伴う保険税収入の減少やその一方で医療費の増大という現状を鑑みますと、国保税のさらなる負担軽減は非常に困難と考えているところでございます。国民健康保険は、制度発足以来となる大きな改革のときをこれから迎えることとなりますが、今後とも国保の広域化に向けた情報把握に努めながら、的確に制度対応を図ってまいりますので、御理解をお願いします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目の4、子供議会開催の考え方について、小項目の1、子供の権利条例について申し上げます。

当市では、本年4月から5年を1期とした名寄市子ども・子育て支援事業計画がスタートいたしました。それまでの計画でありました次世代育成支援行動計画との比較では、基本目標に子供の

権利が尊重される名寄を追加し、子どもの権利条約で保障された生きる、育つ、守られる、参加するの4つの権利をさらに尊重していく計画となっております。

当市の具体的な取り組みとして、主要施策の1つ目の子供が安心して生きることが守られるまちづくりでは、乳幼児医療費助成を独自拡大し、継続して医療を受けるための支援を行ってきております。2つ目の児童虐待や犯罪から守るまちづくりでは、児童虐待防止推進月間の街頭啓発を主任児童委員を初め関係機関の御協力により実施し、市民に理解を求め、虐待の未然防止を初め名寄市全体で見守る体制をつくってきております。また、児童福祉法に基づき児童福祉、教育、医療関係、人権擁護委員協議会等に御参加いただき、名寄市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報共有を図るとともに、児童虐待の早期発見、早期対応を行い、子供の権利擁護に努めているところでございます。3つ目の平等で健やかに育つまちづくりでは、本年10月27日にオープンした地域子育て支援センターひまわりらんどが常設施設となったことにより、親子で過ごす時間の提供が図られ、午後からは幼稚園降園後の親子の居場所として御利用いただいているところでございます。また、平成24年度からスタートしました親子お出かけバスツアーでは、多くの親子の方々に御利用いただいております。多世代交流も含めて本市独自の事業として効果を上げているところと考えております。また、本年4月から全国的に開始しました子ども・子育て支援新制度による保育料等につきましても本市の独自段階で設定し、低所得者の方への支援を行ってきているところでございます。4つ目の意見が尊重されるまちづくりでは、次の小項目2の子供議会の開催についての答弁と重複いたしますので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

計画の各主要施策では、具体的施策や事業、具体的な取り組みも盛り込み、市役所庁内各部局が

有機的な連携を図りながら子供に対する施策を実施し、各関係機関との連携、情報共有を図り、今後も実践をさせていただいております。今後も引き続き子供の最善の利益を実現するため、名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」を実践するための施策を総合的かつ計画的に実施し、本計画の中で子供の権利条約の具現化を図っていくとともに、計画の検証については名寄市子ども・子育て会議において十分行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) 私からは、続いて小項目の2、子供議会の開催について申し上げます。

1994年、政府が児童の権利に関する条約を批准して以降、子供の意見表明権実現の機会を提供するために全国の地方議会におきましても子供議会を開催するようになってきていると認識しております。近隣の自治体では土別市において取り組みがなされておりまして、その趣旨としましては市内中学生のまちづくりなどへの興味、関心を育み、子供の自由な発想を生かした意見、要望を市政へ反映することを目的とし、子供たちの市政に対する声を直接的に聞くことのできる場とも認識をしております。

本市におきましては、平成25年度までに全小中学校におきまして市長、教育長との懇談会を実施し、じかに市長や教育長と懇談する機会をつくり、まちづくりへの関心を育んできた経過はございましたが、子供議会を含む公の場でそうした機会の提供をしてきたことはございません。子供議会に関しましては、子供たちの声を市政、またまちづくりに反映するための一つの手法とは考えてございますが、その他の手法として子供サミットなど子供間で意見を交わし、声明を出すといった取り組みを実施している例もございます。これらのことから、他自治体の取り組みも調査をしなが

ら、市政に対し子供たちの声を反映させる手法とあわせて、まちづくりに対する自覚の形成につながるような方策について研究してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問、また要望等をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、TPP交渉の大筋合意への対応についてであります。昨日の山田議員への御答弁の中でもありました情報の提供、また実効性のある予算をつくっていききたいということでありましたけれども、これはもう当然のところであります。でも、それ以上のことが今起こってくるのではないかという不安は山ほどあるということであります。先ほど道の連絡会のようなものがつくられているということもありましたけれども、JAのほうからもやっぱり農業がダメージを受けるのは確かだということで、地域が衰退しかねないし、また行政としても道の農業を守るための運動を北海道と一緒に広域で進めていただきたいのだと、そういった要望が出されているところでありますけれども、このところもなかなか具体的にどういった運動として進めていくのかということが伝わってこないです、今の御答弁聞かせていただく中でも。また、食料の自給率の向上の部分でも農業委員会の建議書の中でもTPPによってかつてない市場開放になってということで、先進国の中で今でさえ最低水準になっている食料自給率であります。また世界的に食料不足が深刻な中で食料自給率の向上は待ったなしだというふうに述べられているわけです。これをどう解決しようとしていくのかという、この具体策がなかなか伝わってこない。そういった部分で農業を営んでいる方はもちろん、消費者として私たち食べる側としても不安がいっぱいあるところです。この部分について再度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今回のTPPの関係については、とりわけ北海道が大きな打撃を受けるのではないかということが懸念をされてございます。そういった中でそれぞれ北海道の中では農業もありますし、酪農、畜産もありますし、水産もございます。そういった分野の中で、先ほどお話はさせていただきましたけれども、全道の市長会の中、そういった特別委員会を設置をして、この特別委員会には35市が加盟しておりまして、農業分野、酪農、畜産分野、水産分野ということで、それぞれの部会の中で今意見を議論をさせていただいているところでございます。年は明けて2月か3月ぐらいにまたさらに会合を持って、どういった施策なり要望なりがあるのか、そこら辺のところを持ち寄った中で議論をさせていただくというようなことになっています。当然この中には北海道も入ってございますので、そういった中で考えていく必要があるのかなというふうに思っています。特に名寄市内の部分については、農業者のTPPの情報というのが連日マスコミなども含めて相当の情報が流れてございますけれども、本当に肝心な情報というのがどれだけおりにきているのかということもございますので、そういった情報を的確につかんで、それを農業者を含めてしっかりおろすということ、そしてその中で持続可能な農業に向けて名寄市として今後この対応についてどういったものが必要なのかということ。これは名寄市だけではなくてJA含めた生産団体もありますし、当然全道の市町村の中で一体的に国にやっぱりお話をしていくことなのかなということでございますので、そのようなことを今後考えていくということでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） なかなか錯綜するほどの情報が出てきていないということかなというふうに思っているのです、具体的に出てきていない

ということで、やっぱり情報をきちっと出してもらうことが大切かなというふうに思いますし、国に向けて情報をきちっと出すようにというふうな、そういう働きかけといたしますか、そういったことも今御紹介があった特別委員会とおっしゃいましたか、その中でも動きをつくっていくことが必要ではないかなというふうに思っていますので、その部分もう一度お聞かせをいただきたいと思えます。

それからあと、食料自給率にかかわってといたしますか、安全、安心な食料のところという名寄市の学校給食です。地産地消で、現在60%以上地産地消、お米はもう100%が地元のお米を使っているということで、安心して子供たちに食べてもらえるのですけれども、これが生産者の方々の顔が見えたり、また食育の観点からも本当に大きな役割を果たしているというふうに思っているのですが、私はこういった部分でも後退するのではないかなという危惧をしているのですが、その部分もあわせてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） TPPの情報の部分につきましては、先ほどお答えしましたけれども、やっぱり農業者の方々に内容が十分伝わっているかという、なかなかそういった状況にもないのかなというふうに考えてございます。先ほど答弁させていただきましたとおり、そういった情報もこの特別委員会の中で随分各市町村の中から出されております。情報をしっかりと国は責任を持って農業者にお知らせすることなど含めて、そういった御意見もありますので、そういった中でやっぱり国に要望するものはしていくという形で取り進めてまいりたいというふうに思っております。

食料の、当然名寄の農産物についてはこの間名寄の農業者の皆さんの長年の御努力において本当に良質で安心、安全な生産物を供給していただいているということで、その結果が学校給食なりに使っていただいているというふうに思っております。

ます。そういったことは、今後も非常に重要なことだというふうに思っております。先ほど申し上げましたとおり、JAにおいても特に農産などについてどういうことになるのだろうかというような危惧もございますので、しっかり生産団体とも意見交換をして、そういった課題について何があるのかということ洗い出しをしてお話をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） やはり積極的に情報を公開するようにという申し入れは強く求めていただきたいなというふうに思っています。

あと、食の安全にかかわってなのですけれども、先ほど部長から答弁の中でも海外からの輸入がふえれば残留農薬の検査等というお話がされたところでありますが、実はちょっと調べてみましたら輸入貨物到着した後の検査体制、今でさえ一般貨物で輸入手続が平均所要時間が6.24時間でありました。それから、食品検閲などの対象になる他法令該当貨物という、こういったものの検査が9.25時間というふうになっているのですが、TPPの中では48時間以内に関税を通過させること、これが義務づけられているというふうにあります。今かかっている時間の半分以上に検査をし、そして国内に入れるという、もう本当に食の安全は守られるのかというふうな不安があります。さらには、食品衛生監視員という方々がそれでも少しふえたのかなと思うのですけれども、全国に406人しかいないということでした。輸入するものも品数もふえているのか、検査率がどんどん下がって、今10%を切っている状況だということです。このままでは国民の健康、食からの健康や命を守ることはできないのではないかなということを実際に心配しています。検査率大幅に上げることや食品衛生監視員の増員など検査体制の充実を求めていることも、本当に農業を守るという、食を守るということにあわせてここも必要だというふうに

思っているのですが、先ほどのいろいろな委員会の中でのそういった話し合いの中でもぜひこういった部分も取り上げていただいて、要望を強くしていただく、このことも考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今の食の安全の関係、検査員が少ないだとかという部分は参議院の予算委員会の中でも議論されたというふうに承知しております。そういった旨、それは国がやるべきものと市町村がやるべきものとあると思うのですが、この部分についてはやっぱり国にしっかりやっていただく分野だというふうに思っています。そういった意味でそういった食の、先ほど残留農薬のこともJ Aから要望が出されたというふうにありますので、しっかりとそういう状況を把握して、お話をすべきはしていくということで、それはオール北海道でやっていく必要があるというふうに思っていますので、その中で意見反映を含めて行っていきたいと思っています。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） ぜひ意見を反映させていただくように強く要望したいというふうに思います。

それとあと、今大筋合意ということでされたということで、ほぼ決まりのような、報道の仕方にもよりますし、受けとめ方にもあるというふうに思うのですが、最初述べたように合意がされたけれども、決着がついたわけではないといったところら辺の情報提供といいますか、そこら辺を徹底していただきたいなというふうに思っているところです。今条文案を精査中だというふうに言われていますし、3つの条件を満たさなければTPPは発効しないというふうにされていると聞いています。基準とされるGDP、これが85%以上を占める6カ国以上の通報が行われた日から60日後に発効する。こういった中では、2013年の

GDPによると日本が欠けてもアメリカが欠けても85%に達しないということですから、日本の反対運動が今非常に高まっていますけれども、こうした中で国会が批准しなければこの3つの条件を満たさず、TPPは発効しないということにつながる状況にあるということですよ。このところ間違いありません。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） TPPの発効については、国会の批准がないと進んでいけないということは認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほどもお話ししましたように、TPP大筋合意の全文の公開、そして国会での徹底審議が本当に必要だというふうに思っていますし、また国会決議違反の検証も必要だというふうに私は思っています。先月25日には、札幌でも反対の集会やデモが行われて、全国各地で反対運動が続いています。日本が批准しなければTPPは発効しないということですので、私たちはTPPからの撤退と批准阻止のために皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていく、その決意を申し上げて、次に移らせていただきたいと思えます。

2番目ですが、公立病院の改革プランであります。先ほど部長からの御答弁にありましたように、公立病院ですから不採算分野、この部分についても多く担当しながらの本当に厳しい中での経営を強いられていくということですが、ここに日々御努力いただいている、私たちの命を守っていただいているということに対しては敬意を申し上げたいというふうに思っています。

現在の機能を継続して守っていききたいという御答弁がありましたけれども、しかしいろいろニュースの中でところどころ流れてくる情報の中で、やっぱり市民の方々不安が隠せません。例えば先月道が明らかにしました。これは、私ども共産党の道議団の資料請求で明らかになったのですけれ

ども、公立病院の運営に充てられる地方交付税が減らされるということ、ベッド数から稼働ベッド数に変えられるといったことが報道されていたところです。今ベッドの利用率が低い病院にベッド数を減らすことなどが求められていると言われていて、病床削減、そして平均在院日数、入院している日数の短縮、こういったことによる医療費の抑制が進められているのではないかと、やはり市民の方々は不安を隠さないでいるところでもありますけれども、あとこういっただ部分に対する不安に対するお考えをお聞かせいただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 今議員のほうから御指摘のありました病院の経営に直結する交付税等の減ということでございます。今現在届け出病床数がうちの場合は354ということでございますが、地域包括ケア病床のほうで6床室を4床室にしたというようなことも含めまして、現在8床休床しているという部分でございます。その8床分が削減の対象ということになっておりますけれども、現時点では経過措置が含まれておりまして、3年間漸減をさせていくというようなことになってございます。8床分ということでございまして、当院としてはほかの病院と比べますと非常に少ない影響かなというふうには思っていますが、今後まだ確定した話でございませぬけれども、これが平均稼働病床数というようなことになりましたと、現時点でいけば70%程度というようなことになりましたので、この平均稼働病床数というようなことになったときには大きく影響が出るということになりますから、そのときには対応をとらなければならないということになろうかと思っております。現時点では、当院としては余り大きな影響というふうには捉えていないということでございます。

また、ベッド数が削られていくのではないかと、ということでございますが、これは地域医療構想の

中で2025年に向けたベッド数が示されてきているということですが、これにつきましては目標数値ということでございまして、今後10年かけて民間病院等とも調整を図っていくということございまして、これは2次医療圏単位でそれを進めていくという方向が示されているということでございます。ですから、すぐ来年からベッド数が削減になるということではございませぬけれども、医療圏の中の病院個々がどういう選択をしていくのかということによって、私どもの市立病院であったり、東病院であったりというところへの影響というのは出てくるものというふうに思っています。今現在のお示しされている数字の中では、当院の将来的なベッド数について大きな削減を伴うというふうには見ていないということでございます。

また、平均在院日数が減ってきているということにつきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおり病院完結型から地域完結型へ移行していくと、医療システムがそのように移行していくという、まさにその点に係ってきております。包括、診療報酬制度の中、DPC制度の中でいきますとやはりそれぞれの病態に合わせて入院日数が指定されてきていると。その中で対応しなければ、病院としても余り長くなると赤字がふえてしまうということで、大変痛しかゆし、苦しい場面も本当に現場では思っているらっしゃると。その中でもそれぞれの患者さんと個々に対応させていただきながら、転院であったり、在宅復帰といったところを相談させていただいているところでございます。それらを含めて退院後のケアという部分もしっかりしていくのが地域包括ケアの仕組みということになっておりますので、今までが一つの病院に入院すれば入院から手術から回復、完治までという、本当に長くそういうシステムできたものの転換期にきているという点が皆さん御不安を抱かれている点かというふうに思いますが、こうした部分につきましては我々もそうですけれども、社会全体で

お知らせをしていって、今後のシステムについて御理解をいただける対応をとっていく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今部長がおっしゃったように、制度の転換期だというようなお話もありましたけれども、高齢化が急激に進んでいるというあたりでもやはりいろいろ市民の皆さんの不安は大きいのかなというふうに思っています。あと、診療報酬改定もありますし、それから7対1の病床、重症患者を扱っていくという割合も引き上げていくというようなことも聞かれています。そういった部分でも非常に不安は広がっているところでもあります。

あと、きのう議論の中でもありました退院した患者さんの在宅の問題、風連国保診療所での在宅医療、今も進められていますけれども、在宅医療を受けられるようにしていきたいといったこともありました。民間の病院、また介護施設との連携をという、最初の御答弁の中にもありましたけれども、これを本当にしっかりと進めていただきたいというふうには思うのですが、しかし国が進めている医療介護総合確保推進法、これを見るとやはり不安は拭えないという状況になっています。そんな中でも名寄の市立病院がいろんな形でこの地域に大きな役割を担っていただいているという部分では安心もしていながらも、しかしというところら辺にあるのかなというふうに思っています。病床削減は今のところ急に大きな影響はないというお話もありましたけれども、病気になってすぐりたいというところでの病院の中で、入院日数が少なくなってくるとやっぱり不安はふえてくるというのはもうこれは拭い切れないかなというふうに思います。また、これから次の質問でかわりますけれども、国保の都道府県単位化、ここでも医療費の削減が言われていまして、やっぱり社会保障費の抑制であったり、削減ということで非常に国民に、市民にという負担を押しつけていくの

かなと。不安材料ばかりが進んでいくのですけれども、国保の問題もありますので、病院のところはここでやめたいというふうに思っていますけれども、そういった市民の声も十分に受けとめていただきながら、実は接遇対応へのお願いもしたいなというふうに思っていたのですけれども、そことあわせながら、やはりそういった患者さんの思い、病気のことはばかりではなくて経済的な部分、将来、次に続く部分、いろんな部分での不安がたくさんありますので、そこを受けとめていただきながら対応していただくことを強く求めて、次に行きたいと思えます。

あと、国保の都道府県化です。先ほど34市中24番目ということで、そんなに高くないというお話でした。そんなに高くない国保税ですけれども、道内ではそうですけれども、やはり払う側は非常に大きな負担です。収入の1割を超える部分を払わなければならない。そして、軽減を受けている加入世帯が65%ですから、多くの方が大変な思いして払っているということです。部長の御答弁にありました。医療費の増大で保険税の減は難しいと。負担が大きくなっているのだということでした。こうやっておっしゃると、やっぱり医療費を減らしていくということがこの都道府県化の大きな狙いかなというのが見え隠れしてまいります。私は、いつもお話していますようにやっぱり国の制度が国民をいじめているというふうに思っていますので、ですから国の責任で社会保障としてきちっと国民の皆さんが安心して医療にかかれる、そういう保険制度にすることが必要だというふうに思っているのですが、この部分について改めてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 国保の広域化、都道府県化ということで、最初の質問の中でメリットはということでございました。具体的には、法定軽減の適用の拡大ということで、平成27年度からの1,700億円の財政支援につきましては、こ

これは低所得者の対策ということで7割、5割、2割のいわゆる法定軽減の適用の拡大のための財源ということで、この財政支援はこれらの軽減措置に伴う国保税収入の減額部分への支払いに振り向けられることになってございます。もう一方で、平成27年からということで、どれだけ支援が拡大するのかというのは現状見えない状況にございますけれども、先ほど申し上げましたとおり加入者が減少している中でも医療費がふえ続けているということでは、財政支援があったとしても医療費の支払いのほうに振り向けられてしまうという現実もございます。したがって、毎年繰り返しているのですけれども、基金を取り崩しながら引き続き厳しい予算編成、同時に新制度が明らかではないのですけれども、最大の関心事であります新制度の国保税がどうなるか、ここがちょっと明らかでない現状です。具体には、都道府県に納める国保事業の納付金、それと標準保険料等を参考に我々市町村が決定する国保税との関連、このあたりのことも現状ではどういうふうに対応したらいいのか明らかではない現状でございます。したがって、国保税の負担軽減ということでありますけれども、そちらのほうに結びつけるのは困難であるというふうに考えているところでございます。国保事業をめぐる厳しい状況というのは今後とも続いていくと考えております。引き続き国や道に対して制度の改善あるいは一層の財政支援などあらゆる機会を通じて訴えていかないとしないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 当然市民も大変ですし、そこを担っている市の方々も大変なのは理解しながらも、しかしやはり国保に加入されている多くの市民の皆さんの声をしっかりと受けとめていただきたい、その思いで取り上げさせていただいています。やはり社会保障がどんどん削られていく

ということだと思います。国保は、保険ではなくてやっぱり社会保障だということです。憲法に保障された生存権を国家が保障した社会保障制度の根幹をなす制度だというふうなことをぜひとも捉えていただき、国からの財政支援ありますけれども、今のままでとどまることなく、さらに市民への支援を強く求めて、子供議会に移りたいと思っております。

子供議会は、私は開催することだけが目的ではなくて、子どもの権利条約ということで、子供の権利を大切にすることによって、そのことを大切にすることで、やっぱり議会を開いたり、会議を開いたり、子供の意見を聞く、そのことが大切だというふうに思っているところです。10月、名寄大学で市民講座があって、吉永省三教授、千里金蘭大学の教授がおっしゃっていました。いじめや貧困問題など子供の救済は子供の参加によって成り立つということです。子どもの権利条約第12条、意見表明、参加権に基づく実践によって、第3条、子供の最善の利益、これを具体化していくというアプローチ、これがとりわけ子供の救済において極めて重要であり、有効だということでもあります。ですから、やはり子供の権利をしっかりと守っていく、そのための子供の権利条例、そしてその中で子供たちの意見表明、そしていろんなことに参加していく、まちづくりに参加していく、そういったところの保障をしていく、この権利を守るというところ、確かに虐待やいじめやこういったところへの対策は進んでいますけれども、根幹のところ、このところをぜひとも再確認していただいて、そこに取り組んでいただくことを強く求めて、終わりたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 先ほど岡村病院事務部長からの答弁が訂正がありますので、岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(岡村弘重君) 申しわけございません。先ほど当院の病床数354と申し上げたようでございます。359が正しいようござ

ございます。訂正させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

生活環境改善、省エネの取り組みについて外3件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） おはようございます。指名を受けましたので、通告順に順次質問を申し上げたいと思います。

生活環境改善、省エネの取り組みについて、1つに今後の公営住宅建設と省エネ施策について。少子高齢社会における公営住宅ニーズを踏まえた今後の公営住宅建設や改正省エネ法を踏まえた今後の公営住宅の対応についてお伺いをいたします。

今後の住宅リフォーム事業の展開について。高度成長期時代に建てられた住宅の老朽化が進み、住宅のリフォームが必要になっている現状にあります。過去に取り組んだ事業の効果を踏まえ、新たな施策、事業の再構築により快適な市民生活を支援するために地域経済活性化に資するべきと考えますが、考え方をお伺いいたします。

防犯灯、街路灯LED化の現状と今後の課題についてであります。既に方向性として防犯灯や街路灯のLED化が確認されておりますが、現状の進捗及び早期完成に向けた今後の計画、課題についてお伺いをいたします。

天文台環境世界一を目指す今後の取り組みについて。天文台職員や市民団体等の協働により、その専門性や教育的見地から知名度は上がりつつあります。さらに天文環境世界一を目指すための市民的広がりが必要かと思えます。他自治体の例を学びながら光害防止条例制定の見識をお伺いをいたします。

2つ目に、水道事業について、水道事業経営の現状と課題についてであります。昨年末の水道中期経営計画中間報告の見直し以降の経営見直しと課題をお伺いをいたします。

第2期水道拡張事業の検証についてであります。新たな水源開発や人口減や生活様式の変化等

を踏まえた第2期水道拡張事業の今後の検証経過や各課題についてお伺いをいたします。

3番目、住民の足を確保するための取り組みについて、宗谷本線活性化推進協議会の今後の取り組みについてであります。既にJR北海道が明らかにしている来年の3月のダイヤ改正による普通列車79減便、駅の無人化等全道各地に波紋を広げております。まさに地方創生に逆行する地域への影響を想定するときに宗谷本線活性化推進協議会の取り組みは重要だと思えます。また、現状のJR当局の対応やその結果を受けての今後の取り組み、課題等についてお伺いをいたします。

コミバス実証運行の総括と今後の利用拡大促進施策についてお伺いをいたします。

最後になりますが、4番目、学校運営の課題と子供の育成について、教職員の労働環境と子供の育成についてであります。教職員の労働環境及び時間外労働等の現状や教師と児童生徒との触れ合い時間確保の状況についてお伺いをいたします。

道教委による情報提供制度の現状と課題についてお伺いをいたします。

フッ化物洗口の実施状況と課題についてお伺いをいたします。

この場における質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） ただいま熊谷議員から4点にわたって御質問いただきました。大項目1のうち小項目1及び3につきましては私から、小項目2は営業戦略室長から、小項目4と大項目4は教育部長から、大項目2は上下水道室長から、大項目3は総務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、大項目1、生活環境改善、省エネの取り組みについての小項目1、今後の公営住宅建設と省エネ施策についてお答えいたします。初めに、少子高齢化社会における公営住宅ニーズを踏まえた今後の公営住宅建設についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、少子高齢化が急速に

進行している現在、住宅セーフティーネットである公営住宅の整備は少子高齢化社会における重要施策の一つであると考えており、団地整備においては住宅規模、間取り、必要な設備など入居者のニーズを可能な限り反映させるとともに、北海道が推進しているユニバーサルデザインも取り入れることで、高齢者はもちろん多種多様な世帯が利用できるよう基本設計段階で配慮するように努めております。

なお、現在整備中の北斗、新北斗団地の建てかえ事業におきましては、市営住宅入居者の半数以上が高齢者世帯であることと高齢化社会への対応を図るため、公営住宅建設の設計段階における配慮はもとより、建てかえのための意向調査や事業説明会を実施するなど可能な限り既存入居者の意向にも耳を傾けながら、きめ細かな対応に努めております。また、事業期間が12年間と長期に及ぶことから、事業の前倒しなどの御意見もいただいておりますが、現在は建てかえ、住戸改善、長寿命化などの各事業を並行して実施しており、単年度の事業費をこれ以上ふやすことは財政的に困難と判断しておりますが、一般空き家の修繕を積極的に行い、居住戸数をふやすことで入居希望者のニーズに応えられるように努めてまいります。

次に、省エネ住宅の対応についてお答えいたします。現在整備中の北斗、新北斗団地のうち北斗団地につきましては国が定めた省エネ基準に基づいて整備しており、11棟120戸の計画のうち現時点で5棟56戸が完成しております。また、新北斗団地は省エネ基準に基づく整備ではありませんが、18棟72戸の計画のうち10棟40戸が完成しております。本年4月1日にエネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法が改正され、改正前は省エネ基準の柱は断熱材としていましたが、改正後は断熱材に加えて暖房、換気、給湯、照明等の設備について省エネ対応が求められるようになりました。今後は、改正法により省エネ対応の方向性として省電力設備の導入

が求められるようになるものと考えております。現在の北斗、新北斗団地整備では、省エネ基準とは別に省エネ対策として共用部分、住戸内等にLED照明を採用するなど入居者負担の軽減や環境への配慮に努めているところです。

次に、小項目3、防犯灯、街路灯のLED化の現状と今後の対応について申し上げます。現在名寄市の防犯灯は全体で3,217基を設置しており、幹線道路や交差点などの道路灯とも呼ばれている街路灯につきましては963基を設置しております。このうちLEDの灯数は防犯灯が757基で24%、街路灯につきましては19基で2%の設置状況となっております。この設置状況には、ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業として交付金を活用した高質空間の整備により昨年から2カ年で更新した大通の街路灯17基と学校周辺と通学路の防犯灯508基が含まれております。

今後全ての防犯灯と街路灯をLED灯へ更新した場合の電気料金を試算しますと、防犯灯で約970万円、街路灯は約1,600万円となり、合計しますと年間約2,570万円となります。現在の年間の電気料金が約4,270万円ですので、比較すると年間約1,700万円の削減が見込まれることとなります。全ての街灯をLED灯に更新する費用としましては、防犯灯で約1億5,000万円、街路灯では老朽化しつつある支柱本体も含めた更新を見込みますと約4億5,000万円となり、合計すると約6億円と試算しております。これらの試算結果から、全街灯のLED灯更新後における電気料の削減効果による更新費用投資額の回収には約35年を要することとなります。また、それぞれの灯種別では、防犯灯では18年、街路灯においては支柱交換をあわせての更新ですと51年かかることとなります。参考までに他の自治体で採用しております灯具のみの単純交換ですと23年で回収することができますが、近い将来には既存の支柱への別途対応が生じてまいります。このことから、街灯のLED化は費用対効果の高い防

犯灯の整備を先行させることとし、街路灯については支柱劣化も更新の要因となるため、全灯調査を実施して支柱の状態を把握した結果をもとに今後の整備について協議してまいります。防犯灯の更新事業の実施に当たっては、他自治体のLED化の推進事例を参考としながら補助金制度の活用に向けて協議を進めているところでありますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、小項目2、今後の住宅リフォーム事業の展開についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成事業は、平成19年度から3年間の期間を定めて実施し、市内の景気対策の一つとして高い効果があったことから復活を求める要望が多く出されております。要望にかかわる目的につきましては、景気浮揚策として実施を求めるものが多く、その他として恒常的な事業を行うことにより、技術や技能の継承、向上を図るためといった声や空き家予備軍の利活用、さらには移住促進のための施策として実施すべきとの意見も寄せられております。このことから、総合戦略の中で具体的な施策の一つとして住宅関連建設業における人材育成や移住、定住の受け皿づくり、今後増加が見込まれる空き家の有効利用という観点など複合的な効果が得られる事業を目指すべく、概要が記載されております。現在これらの事業内容について検討しておりますが、過去に実施したリフォーム事業では年度初めや最終年度に申請件数が集中するなどの反省点や申請対象者を移住、定住対策としての施策に対応するためには、移住希望者の条件設定、さらにはさまざまな家族区分に対応した支援内容や年間を通して施行されるための方策など多岐にわたる制度設計が求められておりますので、名寄市中小企業振興審議会や議会など関係機関からの御意見を参考とし、効果的な事業となるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、初めに大項目1、小項目4、天文環境世界一を目指す今後の取り組みについてお答えをいたします。

天文観測における光害とは、空気中の分子またはじんあいが人工の照明を散乱、反射することによって発生する散乱光のため自然の状態の星空の背景が明るくなり、星が見えにくくなることと認識しております。生活環境上においては、過剰な照明により動植物の生態系にも影響を与えることも指摘されております。市立天文台の設置場所は自然環境もよく、市街地から離れていることもあり、観測に支障となる光害も報告されていないことから、現在では条例を定めるまでの必要性について認識してはございません。これまで照明設備を有する大型看板の設置に対しては、本市と北海道大学が共同で環境省が策定しております光害対策ガイドラインを基本にして屋外照明に関する要望書を提出し、そのガイドラインに基づき照明器具の設置をしていただいた経緯があります。今後も天体観測に影響を及ぼす可能性がある照明設備の設置が計画された場合には、これまで同様北海道大学と共同で対応していくとともに、市民や来館する方々にも天体観測をするための環境を守るための大切さを認識していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、大項目4、学校運営の課題と子供の育成について、小項目1、教職員の労働環境と子供の育成についてですが、教職員の労働環境については不審者やいじめの問題、ネットトラブルや保護者へのきめ細やかな対応など学校に求められることが非常に多様化、複雑化している中で、多忙をきわめている現状にあると認識しております。各学校においては、月に何回かのノー残業デーの日を設定したり、それにあわせて部活動を休みにする、また教員会議などの資料を事前に配付し、会議時間の短縮を図るなど労働時間の縮減に向けて

さまざまな対策を講じております。教育委員会といたしましても学校教職員にパソコンを配置し、業務の効率化を図ったり、道教委で開発された校務支援システムを平成26年度に全学校に導入するなどしております。この校務支援システムについては、従来のメールなどのグループウェア機能に加え、出欠管理や成績処理などの業務が可能となる校務支援システム機能も付加されていることから、有効な運営に向けた研修などに取り組み、業務の軽減に努めていきたいと考えております。

また、国や道の加配教員制度を積極的に活用したり、市負担の学習支援員を適正配置するなどして教職員の負担を少しでも軽減していきたいと考えております。教職員の業務改善については、パソコンの配置や各種会議の工夫などハード面、ソフト面を含めた取り組みを進めてきております。なかなか目に見える効果は出ていませんが、教職員の負担を少しでも軽くし、心身の健康を維持することにより、児童生徒と教師としての好ましい人間関係を醸成していくことが可能となるよう各種対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、道教委による情報提供制度の現状と課題についてですが、平成22年5月に学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱が道教委によって定められました。これは、学校教育において保護者を初め地域の方々との信頼関係を基盤として校長の力強いリーダーシップのもと、全ての教職員が協力して調和のとれた学校運営をしていくことが重要で、道教委としては保護者等との信頼関係の前提となるのは教育公務員としての法令遵守の精神であるとの考え方に立って、広く道民から法令等の違反行為に係る情報提供を受け付けることとしたものであります。これにより、市町村立学校においても情報提供があった場合、道立学校に準じて関係学校の書類等を閲覧したり、関係職員の説明や必要な資料の提出を求めるなど事実関係を調査し、その結果

を道教委に報告することとなっております。この要綱が制定されて今日まで本市において情報提供された案件はありませんが、案件によっては個人的な誹謗中傷を引き起こす誘引となったり、平穏な学校教育現場が混乱するような事態も懸念されます。さらには、歪曲された情報が提供されるようなことがあれば人権問題に発展しかねない事態も考えられます。この要綱の運営に当たっては、このような問題を含んでいるということを十分に認識しながら、今後本市においてこの要綱に沿って情報提供された案件があった場合は細心の注意を払いながら取り進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3、フッ化物洗口の実施状況と課題についてですが、本市においては子供たちの健康な歯を育むため、平成25年度から全ての小学校でフッ化物洗口に取り組んでおります。これは、歯は生えかわってから二、三年が最も虫歯になりやすく、永久歯に生えかわる時期である小学校の時期に適切な虫歯予防を行うことが大切になっているからであります。本市での取り組みとしては、名寄市薬剤師会に薬の調合を依頼し、毎週水曜日に各学校でフッ化物洗口が実施されていますが、平成25年度と平成26年度の実施率は88%程度で推移をしております。現在は、市内保育所でも週2回程度実施されているとお聞きしております。

小学校の実施に当たっては、保護者に対しフッ化物洗口に関するQアンドAを配付し、虫歯予防に対するフッ化物洗口の有効性やリスクに関して説明しながら、実施についての意向調査を行っております。これは、新1年生の入学時に行い、小学校在学中は中止したいときに辞退届を提出することで対応してきましたが、本年度からは学校においては担当が交代したり、クラスがえなどした場合実施者を正確に把握して事故を未然に防ぐことも必要であることから、全学年で保護者から同意書をいただくよう変更してきているところであ

ります。また、議員御指摘のとおりメリット、デメリット両面からの説明をきちんとしていくべきとの意見も寄せられていますので、今後説明資料の作成などにおいて気を配りながら取り組みを進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 天野上下水道室長。

○上下水道室長（天野信二君） 私から大項目の2、水道事業について、小項目1の水道事業経営の現状と課題についてからお答えいたします。

中期経営計画中間報告における平成20年度計画では、9,165万8,000円の当年度純損失を見込んでおりましたが、決算では料金収入が約446万8,000円不足したものの、費用の削減や会計制度改正の変更額が計画での積算より多く推移したため、4,939万円の同年度純損失にとどまり、赤字を圧縮し、繰越欠損金も解消しております。しかし、平成27年度以降の収支見込みについては、給水収益の減少や労務単価アップの影響から工事費用が増加しており、計画から事業を見直し、縮小しながら予算を積算しておりますが、中期経営計画より下回る見込みであります。

水道事業の経営については、営業収益の約90%が料金収入であり、人口減少や節水型社会の進展により料金収入の減収が予想され、これまで費用削減を重点的に行ってきましたが、その削減についても限界に来ております。建設改良費についても老朽管の増加や浄水施設の老朽化が進み、維持、更新に投資が必要です。これまで老朽管更新等建設改良費の財源として合併特例債を収入としておりましたが、平成28年度以降は水道事業に対する合併特例債がなくなり、このまま事業を進めるには企業債に依存する割合が高くなることが考えられます。結果として企業債残高がふえ、負担を次世代に先送りすることとなり、安全、安心な水道水を提供するためには将来を見据えた長期的な視点に立った経営が必要であると考えており

ます。

続きまして、小項目の2、第2期水道拡張事業の検証についてお答えします。本市水道事業では、平成20年10月に第2期拡張事業の見直しを行い、風連地区や自衛隊名寄駐屯地への給水統合を進め、将来にわたり安全、安心な水道水を安定的に供給していくためにも必要な利水計画と位置づけております。サンルダムの依存水量に関しては、平成20年度に予測を行い、今後の必要水量分として平成30年に風連地区、平成32年に自衛隊名寄地区駐屯地への給水開始を考慮いたしますと、計画水量が日量1万2,730立方メートルとなり、現在の緑丘浄水場の1日当たりの最大水量1万1,220立方メートルの差、1,510立方メートルが依存水量となります。予想値と現段階での実績値を比較いたしますと、平成22年から26年までの最大取水量1日当たりの平均値が緑丘浄水場で9,614立方メートル、風連浄水場で1,460立方メートル、これに1日当たり配水量の平均値1,010立方メートルを足しますと1万2,084立方メートルとなりまして、計画水量との差が646立方メートル、率にしますと5.08%の減となります。

また、予想の過程では人口の増減についても考慮しておりまして、平成25年度給水人口の予想値が2万6,440人に対して実績値が2万6,146人、率にしますと1.12%の減、平成26年度給水人口の予想値が2万6,179人に対して実績値が2万5,678人、率にしますと1.95%の減となりまして、現時点において取水量、人口とも予想値との乖離は見られないものと考えております。これらのことから、平成20年に行った事業再評価以降、社会経済情勢の急激な変化等による事業の見直しの必要性は生じていないと判断しております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大

項目の3、住民の足を確保するための取り組みについて、初めに小項目の1、宗谷本線活性化推進協議会の今後の取り組みについて申し上げます。

JR北海道においては、本年9月に老朽、劣化が著しく進行しております車両や施設の更新、修繕に必要な資金が不足している状況にあり、安全を確保しつつ事業を継続するため、利用の少ない列車や駅の見直しを実施するとの方針を発表したところであります。この方針に基づき、11月にはJR北海道から本市を含めた宗谷本線沿線自治体に対しまして平成28年3月のダイヤ改正に向けて宗谷本線の運転本数58本中8本について見直しを行い、そのうち6本は全区間廃止するとの提案があったところでございます。本市といたしましては、本提案を受け、本市のみならず宗谷本線沿線自治体が連携して行動をとる必要があるとの考えから、沿線20市町村で構成をしております宗谷本線活性化推進協議会として11月18日にJR北海道に対し強く地域の実情を訴え、提案内容の見直しや沿線自治体との連携の強化などを求める要望を行ってきたところでございます。JR北海道は、11月27日に関係自治体などへの説明状況について公表しておりますが、その中で引き続き関係自治体などへの説明を重ねるとしておりますことから、今後におきましてもJR北海道の動向を注視しながら、沿線自治体や関係団体とも連携を図り、減便計画の見直しはもとより、地域を結ぶ鉄道交通網の充実を強く求めてまいります。

次に、小項目の2、コミバス実証運行の総括と今後の利用促進施策について申し上げます。平成24年7月より行っておりますコミュニティバス実証運行につきましては、社会資本整備総合交付金を活用していますことから、交付金の計画期間に基づき今年度末をもって終了することとなります。実証運行の開始以降、利用者及び運行事業者からの御意見などをもとに名寄市地域公共交通活性化協議会で協議の上、利用状況を考慮した運行

時間の変更や乗り継ぎが不要となる路線の導入を行ったほか、1時間あるいは30分間隔で循環するわかりやすいパターンダイヤの採用、新たな公共施設へのアクセス確保など運行形態の見直しによる利便性の向上を図ってまいりました。また、利用促進の取り組みといたしましては、バスアテンダントによるバス車内での対面案内や各種イベントと連携したバス運賃無料キャンペーンなどさまざまな手法によりPRを行い、コミュニティバスの認知度を高めてきたところであります。その効果もあり、利用者は増加傾向で推移してまいりましたが、冬期間の慢性的なダイヤのおくれを解消するため、昨年12月に行いました運行ダイヤの変更以降、利用者が減少傾向に転じているところでございます。この結果を踏まえまして、11月に開催をしました名寄市地域公共交通活性化協議会におきまして利用者の減少要因及び望まれる運行形態などをアンケートにより調査するとともに、市立総合病院前バス停の移設の検討などを実施し、より利便性の高い運行形態となるよう対策を講じるべきとの御意見をいただいております。実証運行事業の総括に向け引き続き調査検討を行ってまいりたいと考えております。

また、実証運行後の利用促進につきましては、バス事業者の主体的取り組みが基本となりますが、イベントなどにおいて広く公共交通について啓発を図るなど取り組みを支援し、利用を促進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) それぞれありがとうございます。再質問残り時間ございませんから端的に、そして端的にお答えをいただきたいと思います。

JR関係の部分について、既にJRへの見直しを要請していただいておりますけれども、現在JR北海道の置かれた状況はもう御案内のとおり分割民営化以降事実上国交省、政府が株を100%持

っている感じになっております。そういう意味からすると、JR当局への見直し要請で終わらず、まさに北海道だとか独行法人の運輸施設支援機構やら、国に対する大きなうねりが必要ではないかというふうに考えております。まず、このことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、今回のJRの減便等については、議員が言われますように私も地域住民の足を守るという視点から決して納得をしているものではありませんし、11月18日にはしっかりとJR本社に対して地域の声を副市長が代表して、さらには宗谷線の活性化協議会がありますけれども、副会長であります士別市あるいは稚内市も一緒に行って要請をさせていただいたということでもあります。今後については、先ほども申し上げましたようにJRの動きについてしっかりと動きを見守っていきたいと思っておりますし、その情報に応じて迅速な対応が必要だというふうに思っております。さきのサロベツの関係で、基幹系、エンジン系のトラブルがあって運休がされていたということがありました。このときにも必要な行動をさせていただいて、このときには国等の要望をさせていただいたという経緯がありますので、ここはJRの動きをしっかりと見ながら、あるいは協議会を構成している自治体とも連携をとりながら必要な対策を講じていきたいという考え方をしておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 答えになっていないのですが、先ほど言いましたように実質的には北海道あるいは政府が大きく絡んでの全国的な普通列車の減便あるいは駅の無人化の問題ですから、根っこは。そこに向かって行動を起こすことが、またJRそのものの意向について無視はできないというふうに考えておりますので、住民の足をしっかりと守ること、活性化協議会も文字どお

り名寄がその中心でありますので、沿線の自治体の信頼を勝ち得るためにももっと強力な運動、働きかけが必要かというふうに思っておりますので、国や道に対する具体的なアクションの考え方についてしっかりお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは、先ほど申し上げましたように必要な対応についてはとっていききたいというふうに思っておりますし、要望についてはやはり単独で動くよりもまとまって動くほうが非常に効率的だということもありますので、関係自治体あるいは協議会の構成メンバーとしっかりと協議をしながら、必要な対応を講じてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市長、北海道や、あるいは国に対する要望、見直しへの提案についてしっかりと取り組んでいただく決意はございますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでJRさんは国鉄の時代から、そして民営化になったということのさまざまな歴史的な経過もあるというふうに認識をしまして、その中でこういった要望がいいのかということは議論する余地があるというふうに思っております。この間ちょっと報道も先行しまして、その関係で即座に動かなければならないということで電話連絡等させていただきながら、本社に要請もさせていただいたということでもありますけれども、改めて腰据えて沿線の自治体の首長さん、皆さんにちょっと一度お集まりをいただいて、その中でこれからどういう要請行動をしているのか、あるいは何を働きかけたいのかということや、あるいは何を働かせるのかということや、今後運動を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 名寄市は、かつては

深名線あるいは名寄線の廃止のときの具体的な経験を持っておりますので、政治のレベルあるいは国、北海道のレベルに機会を捉えて、余り時間がございませんので、積極的な取り組みを期待をしておきたいと思っております。これ必要であれば、また市民にも問いかけながら運動強化をお願いをしたいと思っております。

次に、公営住宅というよりも、いわゆる4月1日から改正省エネ法に、どのように変化に対応していくかというつもりでお聞きをしております。答弁にありましたとおり、これまでの基準はどちらかといえば断熱とか、そういうことが中心に基準、許可が出ているのですけれども、省エネ法では設備全体、冷房とか暖房、換気、給湯、照明、さまざまな部分でやっぱり3.11以降の大きな変化が法律の改正にあらわれているわけですから、継続事業である北斗団地、あるいはその後の瑞生団地にもいろんな形での変化が出てきて当然だろうと。これまでは、電気一本で、オール電化方式が主流でありましたけれども、公の公営住宅としてこの辺に大きな期待がかけられているような気がいたします。あるいは、住民ニーズもそういうところが変わっていかざるを得ない。COP2.1の動きなんかもそうなのですけれども、十分法律を踏まえた対応、準備を強く求めておきたいというふうに思います。そういう流れであることについては部長も否定されていなかったようですから、御見解ございますか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今熊谷議員がお話しのとおり、ことしの平成27年4月1日において省エネ法ということで改正になりまして、内容的には答弁もさせていただきました。今後については、まだ具体的な住宅について、改築しているのは今北斗団地、新北斗団地について公営住宅かかわっております、この中の今回の省エネの関係については北斗団地が対象になるということで、少し面積要件とかがございますので、これに

ついては北斗団地の関係で従前断熱材含めて省エネもやってきましたけれども、さらに住居内の施設等についても省エネに向けて充実をしていくということでもありますけれども、期待もということでもございましたけれども、何分建築費についてはコストもかかりますので、その辺も十分見きわめながら今後住宅については推進をしてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 別に電気を、絶対に必要なエネルギーでありますから、そこが中心であるということについては変わらないでしょうけれども、3.11以降あるいは脱原発という動きの中では、あるいは世界的に環境問題が非常に重要な案件になってきておりますから、少しでもそういう環境変化に対応する動きを促進をしていただきたいと思っております。オール電化の話は、もう御案内のとおり深夜の余剰電気を昼間に使うということでもございますから、そのことで電力関係、給湯器だとか、いろんな電気製品というのはやや2.5倍余計にエネルギーを使うということにはっきりしておりますから、ぜひ公営住宅の動きについても、あるいは民間の動きなんかについても十分法の趣旨を啓発していただきながら対応を求めておきたいというふうに思います。

住宅リフォームの関係は、いずれにしても従前の3年間の有効な効果、住みやすい住宅あるいは経済効果を踏まえて、新年度からは同じような形でどうかは別にしても、定住の促進だとか、あるいは空家のリフォームだとか、さまざまな需要、ニーズに応えていかなければならぬというふうに思いますけれども、現在次年度に向けて進行中だという理解でよろしいかどうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今住宅リフォームの関係で御質問ありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、現在検討さ

せていただいているということです。その認識で結構です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 学校運営の課題と子供の育成について、行きますけれども、これまでも教育長に随分要請をしておりましたけれども、今部長がお答えいただいたとおりでできるだけ学校の先生と子供たちの時間を確保する努力をいろいろ施策を工夫していただいていることについては受けとめますけれども、なかなか即効力というか、現実には子供と先生の時間がどこの学校でどれくらい確保されたかという答えはできますか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） そのことについては今即答はできません。ただ、先ほど部長からもお話しいたしましたように、現在時間外勤務等の縮減に向けたさまざまな取り組みを学校でやっております。本年度特に重点的な取り組みとして、これは毎年やっていることですが、1つ目は部活動休止日の設定の取り組み、それから2つ目としては週休日の振りかえや休憩時間に係る制度と周知の有効活用と、それから3つ目には管理職による業務管理の充実、それから4点目としては定時退勤日や時間外勤務等縮減等強調週間の定期的な実施、この4つの項目を設定いたしまして取り組みを進めているところでございます。今後今までこれについての調査は特になかったのですが、3学期をめどに各学校の取り組みの状況を調査してまいりたいと。そして、教職員の時間外勤務の縮減に向けた取り組みが実効性の高いものになるよう努めていきたいと、そんなふうに考えていますので……。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 学校現場の校長先生やら教頭先生もいろいろ汗をかいていただいているようですけれども、なかなか目に見えるような先生たちの声として、本当に子供たちと接する時間がふえたなという声はほとんど聞こえない。

むしろ部長おっしゃったように、社会的な問題も含めていろんな課題が付加されてきているという状況がございますので、できれば次の議会で30分ぐらいはその余裕ができたと言われるような期待をして前に進みますけれども、やっぱり学校の先生が文字どおり健康的にも精神的にも、健康であって初めてそれにふだん接する子供たちの学力の面あるいは健康の面あるいは社会的な物の考え方だとか、大きくそこに応えることができるわけでありまして、小野教育長もそのことについては学校現場も十分経験をされていますので、できれば数値目標をしっかり持って改善に努力をいただきたいと思いますが、給特法では学校の先生の時間外はその中に見込まれているということですが、給特法を超えて新たに時間外発令という行為はどのぐらいございますか。ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今のところそれを超えての勤務は報告されておりません。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 給特法、文科省ですが、平均8時間でしたか、月。年間でしたか、これ8時間。実際には、やっぱりこの給特法そのものが実態の現場の状況と合っているかどうかというところは非常に私は問題意識持っておりますから、しっかりその辺については、教育局あるいは北海道、道教委、国も現場が情報発信をしない限り変わっていきません。国の人、文科省の人たちはそれで十分現場は、現場と法律のギャップがないものというふうに、あるいはあってもないものにしたということでしょうから、市教委の情報発信というのは非常に重要だというふうに思っていますので、よろしく願いたいと思います。

情報提供制度、これはやっぱりだめです。市教委と道教委の関係ではやむを得ないという、できるだけ慎重にしっかり現場の先生が萎縮しないよ

うに、伸び伸びと子供と接するような、そういう環境の中でお仕事していただかなければならない状況で、特別な事件をきっかけに道教委がそのように対応しているということについてはこれは極めて人権無視。むしろ学校現場を萎縮させているということにつながっているわけで、精いっぱいそういうことが起こらないようにということで、数字上はゼロあるいは数字に見えないもの、恐らく誹謗中傷なんかの手合いもあったように聞いておりますけれども、これはもう一日も早くなくすように市教育委員会としても対応いただきたいと思うのですが、教育長、お答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほど小川部長のほうからも答弁いたしましたように、いわゆる情報提供制度につきましては学校教育に対する道民の信頼に応える、信頼の確保に資することを目的として行われていると捉えているところでございます。しかし、不正な利益を得る目的でありますとか教職員を中傷する目的、あるいは第三者に損害を与える目的に活用されるなど混乱を招くおそれも十分あると考えているところでございます。したがって、情報提供を受ける側はこのような点に十分に気を配って、気をつけなければならない制度であると考えているところでございます。今お話にもありましたように、情報制度の要綱が制定されて以来、現在のところ本市においては情報提供された案件はございません。今後もし混乱を招くような情報提供の事実が生じた場合には、この情報提供制度のあり方について意見を反映してまいりたいと、こんなふうに考えております。ただ、その一方では、信頼される学校づくりを進めるためには先生方一人一人が服務規律の保持や法令遵守について高い規範意識を持つことが求められますので、今も現在やっているのですが、今後もコンプライアンス確立月間などを通して対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 表面的には、名寄的には慎重に対応されているというふうに受けとめましたけれども、別に法令遵守の問題については学校に限らず全ての公務員も市役所もそうですけれども、私どももそうですけれども、不正や不法な行為をすれば当然それなりの対応があるわけがあります。なぜ学校現場だけという、その経過については私も十分認識はしていますけれども、それによって子供たち、先生が伸び伸び対応する環境が失われるというのは、これは極めて遺憾な対応ですので、市教委と道教委は別に上下関係でもないわけでありますから、分権の時代、しっかり現場の声を情報発信をしていただく中で改善を強く求めていきたいと思えますし、その状況が変わらなければまた違う機会に質問させていただきます。

フッ素の関係、始まって2年、薬剤師の皆さんにお世話になりながら名寄でも対応していますけれども、学校現場においてはやっぱり負荷がかかっているという、非常に一日の時間が忙しくなってきたという感じで声をいろいろいただきます。効果もあるかもしれないけれども、リスクもあるという、いわゆる説明のあり方について、私も道教委のガイドライン読ませていただきましたけれども、リスクについての説明については余りうかがい知ることができないなという感じがしておりまして、これからもより慎重に判断をしていかなければならぬし、国も、これはもう厚労省の指示で始まったことなのですけれども、過去には国でやってきている薬害だとか、今もインフルエンザの問題の集団接種だとかという見直しがあったり、あるいは子宮頸がん問題についても慎重に対応せざるを得ない、あるいは間違っていたことが幾多の歴史の中ではありますから、しっかり親御さん、保護者が判断をできるようなリスクあるいは効果、それを念頭にいただいて現場で混乱起きないように慎重に対応していただきたいという

ふうに思いますので、特にする子88%ですから、うがいをする子、しない子、その間の空間の時間も若干やっぱ子供たち同士の中でもなぜしないの、なぜするのということは素朴に出てくるわけでありまして、十分その辺についても心配していただきながら、また別な機会に対応させていただきたいと思います。

あと2分しかないので、余り水道室長の出番つくることができないで申しわけないのですけれども、2分の間で何ができるかというのは、私も水道協会の経営診断あるいは中期経営計画の昨年の暮れの見直し一通り何回も読ませていただきましたけれども、時間の範囲で一、二点だけ。市民、人口のことは過去から見たら随分数字を実態に近い方向でしているなという感じで、まだそのことについてもいろいろありますけれども、去年の暮れの見直した市民が使用する1日当たりの水道の量、大体名寄市の統計見ても平均で280リットル、0.28立方メートル、そして最大のときで300ちょっと超えるかなということですが、この計画を見ますとそれが450ぐらいになったのです。来年、平成28年以降非常に過大に見積もって、これは料金に置きかえらることももちろん経営する側にとってみればいいことですが、今水これからだんだん使用を控えるというのは必要なもの、大事にするということは当然のことだというふうに考えていますので、これほどどんと次年度以降過大に計画を見直したというのはやっぱりちょっといかなものかなという感じがしていますので、もうこれで答弁いただいたら終わると思うので、これだけお答えをいただいて、計画の見直しの見直しがまた新たに必要なのかなというふうに思っていますので、今回の議会で病院の改革プランの関係も二、三ございましたが、企業会計2つ、医療水も全て最優先しなければならぬということについての共通認識を持っていますので、しっかり計画はできるだけ実態に近いものをというふうに思っていますから、お答えをいただいて終わり

たいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野上下水道室長。

○上下水道室長（天野信二君） 熊谷議員からは、平成7年から20年度時の水道利用計画に当たっての使用量と20年度の変更見直しばかりまして、35年までで水量の違い、落差というのがあるのではないかということの御指摘だというふうに思っています。当然計画を見直した時代も含めまして、それぞれの御家庭の節水意識だとか社会環境の変化、また端的にさまざまな企業、団体も含めまして大変私どもの見込みと、見込み切れればこれはこしたことはなかったのですけれども、水利権の申請というのは1つには10年スパンで物事を考えていくということをごさしまして、今現在の水利権の権利につきましては平成35年3月31日までの中でございまして、御承知のとおり風連地区を含めて、自衛隊も含めての給水の方向も考えますと、次年度にでも先ほど申し上げました1,510トンの水利権の増加の手続に入らなければならぬという段階にございます。それ以降平成の35年には、次の10年に向けて新たに人口統計等々も含めて再度見直しがかかるという形になっています。今まで人口のほか含めて、水量も含めて、決して甘く見積もってきたつもりはございませんけれども、次期の水利権の変更等々を含めても十分万全を期して的確な形での水量推測、また人口減の推測なども含めて対処してまいりたいというふうに考えていますので、今の中で御理解等賜ればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時10分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

日程第5 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 平成27年第4回定例会付託議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は、12月1日、8日の2回開催し、慎重に審査を進めました。

第1回では、早速委員からの質疑を行いました。委員からは、1件当たりの使用料の額の範囲を定める形についての議論経過はとの質問に、地方自治法で使用料は条例で定めることとしており、これまでも実費徴収分を含めて記載をしてきました。本来は条例に記載すべき事項だが、ENRAYホールは多くの備品があり、追加や更新時を含めてその都度議会承認を求める形では市民へ速やかな対応ができないおそれもあり、法制担当とも相談し、上限設定を行い、細部については規則で定めることが望ましいと考えた。使用料の額の範囲の根拠についての質問には、備品のカテゴリーごとに金額が大きく異なるものを基準に設定した。範囲という表現の市民への周知についての質問には、利用団体や市民には規則で定める細やかな料金を含めてわかりやすいパンフレットを作成しながら説明する。ここで、委員から規則と照らして1件当たりの使用料の額と範囲を検討したいとの発言があり、現段階で想定される規則の素案をメモとして提出を求め、資料といたしました。1件当たりの期間の考え方についての質問には、1日当たりの額とする。備考で実費徴収金の記載がないが、考え方についての質問には、実費徴収を規則にのせるかは規則改正までに考えたい。法的根拠は次回の答弁とするとし、この日の委員会を終

了いたしました。

第2回では、実費徴収について一般私法の原則により地方公共団体との一定の合意があって、サービスを受ける対価として徴収できる。金額の根拠は、ガス代、電気代、クリーニング代の実費を想定し、規則で定めたい。新たな質疑といたしました。大ホール、音楽スタジオ関係の音響基本装置、照明基本装置及び多目的ホール関係の音響装置一式とはどの程度のものかとの質問に、基本装置は電源を入れて各備品が動くように操作する基本的な動作作業を指し、多目的ホール関係の音響装置一式はラックに入っている機材を指し、規則でそれぞれ物品を明記してわかりやすくしたい。これまでの利用実績をどのように分析して今回の料金設定に反映させようと考えたのかとの質問には、引き渡しぎりぎりの日程で備品の整備を行い、開館以降にも購入したものもある。備品の利用実績を統計としてまとめていないが、購入金額や他の施設の状態を参考にしながら算定したい。運営スタッフの考え方についての質問には、音響、照明、舞台綱元などの基本的なスタッフは施設利用に含んだサービスとして考え、専門的な作業スタッフ以外は無料と考える。外部オペレーターの考え方についての質問には、これまでの実績を積んだ方の操作卓等持ち込みはこれまでもあり、これからの柔軟な対応をしたい。使用料実費徴収における端数切り捨ての考えはとの質問に、実費徴収金は規則でも要綱、内規での設定でも可能で、規則の中でうたいたいとの答弁がありました。

その後質疑を終結し、平成27年第4回定例会付託議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会の審査の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第6 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月6日付人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関する取り扱いについて、本年12月4日に閣議決定をされたことに伴い、名寄市職員の給与の額について同様の措置を講ずるために本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 名寄市国民保護計画の変更について御報告を申し上げます。

国民の保護のための措置につきましては、法定受託事務とされており、国の国民の保護に関する基本方針に基づく北海道国民保護計画が平成26年11月14日に変更されたところでございます。このたび北海道との正式協議が調いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定に基づき、名寄市国民保護計画の変更について議会へ御報告をさせていただきます。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 意見書案第1号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書、意見書案第2号 地方の公共交通を守りJR北海道宗谷北線の減便、美深駅の無人化の見直しを求める意見書、意見書案第3号 TPP大筋合意に抗議し情報公開と国会審議の徹底を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 報告第5号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 総務文教常任委員会の行政視察の報告を申し上げます。

今回の主なテーマとして、名寄市民文化センターENRAYホールの備品の料金設定が想定さ

れ、さらに今後の運営のあり方について、また平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定についての審査中でもあり、これらを中心に、さらに教育、協働のまちづくりについて合計6カ所、タイトなスケジュールでありましたが、学んでまいりました。

日程は、11月9日、名寄市を出発し、午後3時より三原市芸術文化センターポポロを訪問しました。ポポロの運営は指定管理で運営され、まず主催公演決定方法では三原市新文化施設管理・運営基本計画をもとにネットワークや人脈づくりを行い、すぐれた作品を選定している。アウトリーチ活動は、アーティストを登録し、教育機関、病院や高齢者施設等を訪問し、定期的に演奏活動を行っている。ボランティア活動では、ポポロファミリーとして登録をしてもらい、10回の講座を開き、基本を身につけてもらっており、約70名の登録があり、この中では主婦層が多いとのことでした。

備品利用の考えでは、料金表にAセットからDセットまでのメニューを用意し、それぞれの企画に応じて利用できるようにしておりました。

続きまして、10日午前は笠岡市で笠岡市「確かな学力」育成プロジェクトの推進について視察をいたしました。笠岡市の学校が持つ課題として、学力が低い、不登校の出現率が高い、授業に課題があるとの実態がありました。特に授業では、授業時間内に終わらない、生徒全員が活動に参加できていない、教科書を使わない授業が行われるなどの課題があり、教育委員会として教師たちが改善意識を持てるような指導を行いました。若手教員を対象にしたパワーアップ研修会を行い、外部から講師を招き授業づくり、集団づくりなどについて講演や研修を行いました。また、授業改善のための情報通信技術、ICT環境の整備や休日に2ないし3時間程度落ちついて机に向かう学習機会の提供として、かさおかホリデーチャレンジ学習支援事業を実施をいたしました。これらの取り

組みから、学力の改善が見られ、教育委員会がイニシアチブをとることの重要性を学ばせていただきました。

10日午後は、丸亀市で小中一貫教育について視察をいたしました。当初は、合併自治体で一体型を目指しましたが、地域の意見、用地の課題もあり、実現できず、平成22年から連携型として実施しております。学校の取り組みとしては、中学校から教師を派遣し、TTのような形で授業を行っております。小学校からは、英語教師の派遣を望む声が多いとのことですが、専門的な教育の実現と中学入学への不安解消につながっているとのことであります。また、地域としても学校群連携協議会を組織し、学校、家庭、地域の連携した活動も行っており、挨拶運動や地域の行事で交流することも心がけているそうです。生徒指導でも小中連携を行い、例えば靴下の色をそろえる、職員室の入り方など文化の違いをなくす取り組みを行っていたそうでございます。

11日午前、倉敷市で男女共同参画について視察を行いました。倉敷市では、平成12年に条例を制定し、平成13年に倉敷市男女共同参画基本計画を策定し、今後は5年ごとに見直しを考えているとのことでございます。男女共同参画を目指す情報誌「WITHテリア」を年に2回発行、セミナーの開催、男女共同参画週間を設けてパネル展示などで意識の高揚、男女共同参画作品展を開催し、写真展、川柳展、絵てがみ展、マンガ展などを開催しているとのことであります。また、中学2年生全員に小冊子「ONE STEP UP」を配付し、進路選択や人材教育に活用しております。その他さまざまな取り組みで啓蒙啓発を行っており、ことし10月には日本女性会議2015倉敷大会を開催したとのことでございます。

11日午後は、長久手市文化の家を訪問し、ホールの運営について視察をいたしました。文化の家は、市直営で運営されております。文化の家という名称は、市民全体の家になってほしい、市民

が我が家を感じるような親しみ深い施設になってほしいとの願いから名づけられたそうであります。主催公演では、文化を楽しむ裾野を広げる、地域の文化活動の水準を高める視点から行われております。実施事業では、劇場間のネットワーク、アーティスト、関係者からの情報、市民からの企画立案などから企画委員会、運営委員会を通して決定しております。市民参画プロジェクトでは、平成25年からは新たにワーキンググループによる話し合い、アコーディオン奏者、c o b a氏を迎えてのワークショップ、企画、評価を行い、平成26年度ではワーキンググループによる大規模改修工事についての協議も行われております。

備品利用料金では、常設備品は利用料金に含めるため、セット料金の設定はしておりませんでした。アウトリーチ事業の取り組みでは、市内全小中学校を初め、未就学児や福祉施設など多岐にわたる活動を行ってまいりました。

12日は、江南市で市民協働のまちづくりについて視察をいたしました。江南市では、地域で活動する団体などが工夫を凝らして取り組む地域が地域をよくしていこうとする事業に補助を行い、地域の自治力を高めようとしております。2つのコースがあり、ひろげよう！展開コースは3年間の補助期間があり、1つの団体でも申請可能で、1年の上限金額は10万円、補助率の上限は80%で、活動の継続に期待をしております。つながろう！連携コースは、1年目の上限金額20万円、補助率上限は90%、2年度は上限18万円、補助率の上限は80%、2つ以上の団体で申請することができ、主に団体間のネットワーク化を目指しております。

市民協働への取り組みとして、NPOやボランティアグループを紹介した冊子を発行することで活動を促進しております。市民活動の拠点として、市民・協働ステーションを設置し、作業、会議、情報交換ができるようになっております。特にコピー機、印刷機、裁断機、紙折り機が備えられて

おり、昨年の利用は1,227件あったとのことでございます。また、さまざまな公募に対応するため、18歳から79歳までの市民1,000人を無作為抽出し、公募委員となることのアンケートを行い、29人の協力が得られたとのことでした。

今回の視察では、各委員が積極的に質問を展開し、充実した研修となりました。今後これらのことを名寄市の発展に役立てていければと考えております。

以上、総務文教常任委員会の視察報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） 市民福祉常任委員会の行政視察報告をいたします。

去る11月3日から6日までの4日間の日程で、山口県山口市の社会福祉法人夢のみずうみ村、福岡県久留米市の自殺対策事業、大牟田市の大牟田市立病院の地方独立法人化事業、熊本県荒尾市の認知症施策の総合的推進事業について視察研修を行いました。

社会福祉法人夢のみずうみ村は、開設者が作業療法士として実績を持ち、これまでの介護は一生懸命に介護をして利用者のできる力を奪い、過介護は利用者の介護度を悪くする、リハビリにより人生の回復を遂げていただきたいとの開設者の思いを語っていました。同村が一躍知られるようになったのは、ユニークな取り組みにバリアフリーがあります。通常高齢者が通う福祉施設などは、転倒防止のため段差をなくし、手すりを設けるなどバリアフリー化されているところが多いが、夢のみずうみ村では逆に段差や坂、階段など日常生活で遭遇するバリアを意図的に配置しています。これは、利用者みずからでバリアの克服方法を習得してもらい、施設外での生活範囲を広げることを目的としています。また、施設内の通貨ユーメもユニークな仕掛けの一つ。同村での生活は、リハビリプログラムを克服して得られるユーメで買

い物やルーレット遊びで消費できる仕組みになっています。この施設内通貨の仕組みによって、利用者に財布からお金を出し入れするといった指先の運動だけでなく、お金が必要であるという注意力、理解力、手持ち金で足りるかどうかを考える推測力、計算力、そして足りなければ稼いでためるという計画性や行動力などを培っています。利用者は、施設に到着をするとまず施設内の過ごし方を自分で決め、メニューには習字や料理教室、体操、マッサージなどリハビリにつながるものが用意されています。利用者の皆さんは驚くほどに笑顔で、夢のみずうみ村に通ってよかったことについて、決められたことではなく好きなことができる、これができるようになりたいという目標ができた、プログラムを通して同じ趣味を持つ友達と出会い、人間関係が広がったなどと話していました。名寄市においても今後のリハビリにおいて身も心も生き生きできる、生活できる能力を培う必要があることを再認識させられました。

次に、福岡県久留米市の自殺対策事業では、平成9年から10年にかけて全国的にも久留米市においても自殺者が急増したことを受けて健康福祉部の中に保健所が開設されました。その時代背景には、北海道で銀行や全国で大手証券会社が潰れ、ゴムのまち久留米市においてもアサヒコーポレーションという靴工場が潰れました。自殺との直接的な因果関係は不明な部分が多いが、その当時の時代背景で自殺者がふえたとされています。これに呼応して国や自治体で自殺対策が進められる中、久留米市も平成20年に自殺対策がスタートしました。国では自殺削減率20%を目標にする中で、同市においては現在自殺率が34%下がっており、もっと自殺率を下げる取り組みを進めています。自殺者の年代別では50歳代が多く、30歳、40歳、50歳代の働き盛りの男性の方が多くなっています。

かかりつけ医と精神科医の鬱病連携の対策では、鬱病患者は最初に内科にかかる方が6割にも上り、

内科医師に鬱病を学んでいただき、経験、知識を積んでもらい、精神科に患者を紹介をして鬱病患者の自殺防止を図る対策に着手。かかりつけ医と精神科医の連携における課題では、精神科に紹介したものの、受診していない人が把握できず、受診状況が不明であるため、かかりつけ医の月ごとに精神科医の紹介患者の把握と半年後の受診状況調査を開始しました。その結果、かかりつけ医から精神科医に紹介された患者681人のうち44%が治癒、軽快、また治療中断者は24%であり、そのうち転帰不明は55%というものでした。また、連携の成果では、治療中の患者約7割の症状が軽快していることから、かかりつけ医が早期に鬱病を疑う患者を精神科医に紹介することで、多くの患者の精神症状の安定と適切な精神科治療を受けることにつながり、心の健康づくり、自殺対策につながるものと考えています。今後も鬱病などの精神疾患の早期発見、早期治療のため、一層の連携強化と継続した取り組みが肝要であり、課題としては治療を中断した転帰不明者の半数以上の実態を明らかにするための取り組みが急務と言えます。

次に、大牟田市立病院の地方独立法人化事業では、平成7年の移転新築以来、経営面において減価償却費や支払利息の増加、施設整備に係る費用負担の増加に加え、国の医療費抑制策を反映をした診療報酬のマイナス改定が起因となり、赤字決算が続いていました。また、平成16年に始まった新医師臨床研修制度による医師不足と医師偏在による医師の引き揚げや平成18年に創設された7対1看護による看護師確保のための病院間、地域間競争の激化により、医療の地域間格差は拡大の一途をたどり、厳しい医療環境に置かれていました。赤字経営からの脱却を図るため、経営改善計画を平成15年度から21年までの3次に分け策定し、平成17年度には黒字転換を果たしました。しかしながら、現在の経営形態の地方公営企業法一部適用では十分な改革ができず、健全経営

の継続は厳しいとの判断から、経営形態の見直しを明記、平成19年4月経営形態検討委員会を設置し、検討、この答申を受け病院内にプロジェクトチームを結成し、全適、地方独法、指定管理者制度等の先進事例の研究を重ね、病院内の方針として地方独法を選択決定、市との協議を重ね、市の方針を決定し、平成27年7月、市議会全員協議会において市立病院を地方独立行政法人化することを報告、労働組合に説明、労使交渉スタート、12月独法化について労使妥結に至り、平成22年に移行しました。

独法化のメリットとして、1つに権限の明確化、2つに意思決定の迅速化、3つに職員定数からの開放、4つに独自の人事給与制度の導入、5つ、職員の円滑な引き継ぎ、6つ、職員の意識改革、7、研修制度の整備、8、BSCを活用したPDCAの確立などが挙げられています。一方、デメリットとしては、1、管理部門の経費増大、2、移行費用や新たな費用の発生が生じることが懸念されています。今後の課題として、1、医業収支比率が右肩下がりの解消、2、給与費対医業収益比率の増加、3、今後の医療の方向性、地域医療構想と地域包括ケアについて、4、医療圏全体で病床数が30%過剰な状況にある、5、地域医療において不採算部門の引き受け継続などが挙げられていました。

最後になりますが、荒尾市の認知症施策の総合的推進事業では、オレンジプランにある認知症初期集中支援チームの設置に平成25年度のモデル事業として実施され、同支援チームの設置率は熊本県で28.9%、北海道は10%未満となっています。熊本県においては、認知症疾患医療センターを10カ所配置されています。また、認知症専門医療機関及び人材育成機能はそれぞれ日ごろから連携がとれており、今後は熊本モデルをさらに地域で支える体制づくりを進めていく計画が進められています。具体的には、認知症の早期発見を目指し、複数の専門職で訪問、アセスメントを行

い、チーム会議を経ておおむね6カ月を目途にケアマネージャー等に引き継ぎ、医療、介護連携など多職種による多面的支援システムが構築されています。効果としては、サービス導入につなげるためだけではなく、本人、家族の安定につながり、モデル事業の取り組みの中で支援チームメンバーも医療、介護の連携が促進されている実感を共有しているとの報告も行われました。また、認知症サポーターの養成でサポーター数の総人口に占める割合が10%近く、小中学生の養成講座を積極的に実施してきたことで成果を上げており、その手法として年度当初に校長会やPTA関係者への働きかけが功を奏したとのこと。課題としては、専門職確保、地域啓発、社会資源の整備、開発等を挙げていましたが、名寄市も地域支援事業へ向けて人材不足や今後の展望、課題、2025年問題を見据えて専門職を動かすキーマンの必要性、内部体制整備が必要ではないかと同市の取り組みから再認識させられました。

結びになりますが、今回の視察で得た多くの知見を今後の議会及び議員活動を通して名寄市の市民福祉の向上とその施策等の取り組みに積極的に取り組んでまいります。

この視察報告の詳細につきましては、議長に資料等も添付した報告書を提出してございますので、皆様に御一読を賜れば幸甚に存じます。

以上、市民福祉常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 次に、経済建設常任委員会、奥村英俊委員長。

○経済建設常任委員長（奥村英俊議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成27年度経済建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

当委員会は、10月27日から10月30日の4日間で道外5市において視察研修を行いました。

最初の視察先、富山県南砺市では、婚活支援、定住、移住対策と空き家対策事業について視察し

ました。南砺市では、これらの課題を平成25年度までは4つの課で行っていましたが、平成26年度に南砺で暮らしません課という課を設置し、人口増につながる対策や人口の減少に歯どめをかける施策を一つの課に一元化しました。婚活支援事業は、平成23年度から独身男女の婚活を支援するあなたと私を結ぶ赤い糸プロジェクトAIP48を行い、婚活倶楽部などを立ち上げ、特にTBSテレビで放映された「もてもてナインティナイン南砺の花嫁お見合い大作戦」は有名ですが、さまざまな婚活イベントを行い、独身男女の出会いの場を提供し、婚活支援を行っています。この取り組みには、後押ししてもらわないと結婚活動に踏み込めない独身男女の強い味方として114名の会員から成る重要なサポート組織おせっ会というのがあり、23年度からの婚活倶楽部なんと会員の成婚数が74組、そのうち市内居住52組という実績を残しています。また、結婚後の新居に対する補助制度、空き家バンクを活用した補助制度、移住、定住者に対する奨励金なども充実していることが市内居住へとつながっていると云えます。

視察後には、委員から名寄市においても人口増のために婚活の取り組みを充実し、移住、定住への奨励金などと連動した取り組みを検討してはどうかという意見が出ました。

次の視察先、石川県小松市では、多様化している消費者ニーズを的確に捉え、新たな商品開発に向けて恵まれた自然環境から生産される農産物の6次産業化事業、こまつ・アグリウエイプロジェクトの取り組みについて視察しました。こまつ・アグリウエイプロジェクトは、平成25年7月に株式会社コマツ、JA小松市、小松市の3者が連携協定を締結し、日本の農業を元気にする先進的な取り組みとして先端技術の活用、地元農産物の集積、加工販売を一元化した拠点整備、6次産業化の振興、商品製造の一元化、シニア世代、女性の活躍の場の提供による農家所得の向上を図るこ

とを目的に設立され、株式会社コマツから5,000万円の資金的提供、JA小松市からは生産的支援、小松市は政策的支援と3者が業務内容を分担し、特に技術的支援については株式会社コマツが全面的な支援を行い、地元農産物6次産業化、ピューレ化事業が展開されたものです。具体的な成果として、カット野菜を使ったトマトカレー、大麦ピューレを素材としたバウム、ワッフル、ラスク等で、設立2年後の平成26年は年間4トン、320万円の販売でありましたが、平成27年度は9トン、720万円の販売見込みであり、今後は介護食、離乳食、大麦を使った各種商品等の開発計画を予定しているとのことでした。

視察後委員からは、名寄市においても伊勢の赤福餅に代表されるようなモチ米を初めとしてアスパラ、カボチャなど品質のよい農産物があり、素材提供だけでなく、2次加工を含めた拡販推進に向けてJA道北なよろ、名寄市立大学、行政との産学官でPR促進を含めた積極的な施策の必要を強く感じたとの感想が出されました。

次に、石川県能美市における観光、交流拡大に関する事業についてですが、能美市では九谷焼とウルトラマンとのコラボレーションから成るウルトラなまちづくり事業が北陸新幹線金沢開業を見据え、新たに観光を軸としたまちづくり事業として、職員からの提案型事業で平成22年度から実施され、平成23年度から能美市九谷焼陶芸館で白磁のウルトラマンに九谷焼の手法で絵つけをする事業を具体化し、能美市への誘客につなげていました。平成24年4月には、北陸新幹線開業を見据えた入り込み客数の目標などを定めた能美市観光ビジョンを策定し、結果として北陸新幹線開業後、辰口温泉の入り込み客数は2割以上、九谷陶芸村入り込み客数は133%の伸び、県外からの議会の視察も急増したとのことでありました。今後この効果をどう持続させていくかが課題とし、外国人観光客増加への対応で通訳の配置や外国語の表記も検討している。また、新たな観光推進団

体として広域連携によるオール南加賀会議も検討中とのことでした。

委員からは、事前調査で交流拡大事業に図書館利用拡大事業が含まれているのはなぜかと疑問を持っていたが、説明で図書館をより多くの市民の交流場にとということと辰口図書館で受験勉強をすると必ず合格するとの口コミが広がっていることも一つの理由と聞き、地域資源を大いに生かし、誇りに思い、アピールしていくことなど地域資源に磨きをかけ、輝きを増すために知恵を出し合っていると感じた。地理的条件や特性の違いはあるが、当市における特性をさらに掘り起こし、見詰め直して観光、交流拡大に生かしたいとの感想がありました。

次に、石川県七尾市でスポーツ合宿のメッカづくり、七尾を全国の拠点にという課題で合宿誘致等にかかわる補助金制度、施設整備の状況や事業の成果と今後の課題について研修しました。合宿誘致事業の取り組み経過については、平成12年に和倉温泉の一部旅館でサッカー合宿の受け入れを始めたことから、平成19年度に七尾市合宿等誘致事業補助金を創設。平成22年9月には和倉温泉運動公園多目的グラウンドに人工芝サッカー場3面、フットサル場2面、ビーチサッカー場1面を建設し、平成25年3月に能登島グラウンドに人工芝サッカー場2面、サブグラウンド兼テニスコート3面を建設、平成27年4月に北陸最大級の全天候型テニスコート24面を建設、また新たな制度として平成27年度からコンベンション、スポーツ大会等誘致補助金を創設し、スポーツ合宿のメッカづくり事業を展開しているとのことでした。特徴的には、和倉温泉運動公園多目的グラウンドの整備費は約7億5,800万円で、地域活力基盤創造交付金を活用、能登島グラウンドの整備費は6億2,700万円で交付金を活用、そのうち単独費はいずれも1,500万円程度で、行政負担は少額となっていました。

施設の管理方法は、和倉温泉旅館協同組合が指

定管理者となり、利用料金で賄うために指定管理料ゼロ円で運営。合宿予約などの対応については、競技団体や学校、実業団等のノウハウを有する石川スポーツキャンプが利用調整等を行い、宿泊、交通施設、弁当の手配など広範囲なサービスを提供していました。行政は、合宿補助金の申請受け付け、支払い業務を担当。事業成果として、民間要望に応える形で行政が施設整備を行い、交流人口の拡大に向けた合宿等誘致補助金制度の創設や誘致活動を展開。官と民の歯車がかみ合った事業展開となっており、他県から人を呼び込むなど成果が出ている。強豪チームを誘致することで次々とチームが集まり、地元チームのレベルアップにつながり、全国レベルのチームに成長した。合宿を通して全国規模の大会誘致が実現したとの報告を受けました。

委員からは、名寄市も合宿の里づくりを目指しているが、規模は違えども民間との連携など学ぶものが多かったとの感想がありました。

次に、石川県かほく市で定住促進事業にかかわって、かほく市若者マイホーム取得奨励金、かほく市新婚さん住まい応援事業について研修しました。かほく市では、金沢市を中心とした近隣市町へ人口が流出するなどの傾向が続いたことを受け、かほく市若者マイホーム取得奨励金制度を平成22年度に創設し、45歳未満の方が市内で一戸建て住宅を新築購入した場合に最大100万円の建築奨励金を交付することとし、平成22年度から26年度末までに451件、約2億4,000万円の交付状況であり、市内在住者920人、転入者617人、全体の40%になりますけれども、計1,537人という実績を残しました。また、平成23年度創設のかほく市新婚さん住まい応援事業補助金は、40歳未満の新婚世帯が市内の賃貸住宅に入居した場合、月額1万円を最大2年間補助するもので、これまで市内108世帯、転入者285世帯、全体の73%ですけれども、計393世帯で活用され、約3,500万円を助成したとの

ことです。あわせて子育て支援への取り組みについても不妊治療費助成の拡充や不育治療費助成制度、満18歳に達する年度末まで入院、通院時の保険診療による自己負担分が無料となる子供医療費助成など充実し、定住促進を図っているが、石川県内では住宅取得奨励金制度についてはほとんどの市町が実施しており、27年度から新たに3世代同居に対する補助金の拡大を図り、今後かほく市の特色をどう打ち出していくか、民間企業との連携も含め、住みよさのPRにどう効果的に取り組んでいくかを課題としているとの報告を受けました。

最後になりますが、富山県、石川県の北陸5市を視察しましたが、研修全体を通して特徴的には北陸新幹線の開業を見込んで数年前から交流拡大の取り組みを進めていた。また、東洋経済新聞社の住みよさランキングでは視察先の石川県能美市が全国3位、石川県かほく市が全国9位など北陸の多くの都市が上位にランキングされており、定住促進のPRに活用している。そして、石川県内ではほとんどのまちが住宅取得奨励金制度、18歳までの医療費無料化の施策が実施され、若年層の定着に生かそうとお互いに事業の充実を競い合い、このことが地方全体の制度、施策の底上げ、また魅力の拡大につながっているという印象を持ちました。名寄市においても名寄市独自の定住促進事業を拡大、充実させることも重要ですが、上川北部または道北地域全体で連携し、地方の魅力を発信する取り組みを進めてはと感じました。

なお、全体の詳細については各担当委員より復命書を議長に提出していますので、ごらんいただくようお願いいたします。

以上、経済建設常任委員会の視察報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付

議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回定例会を
閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高 野 美枝子

署名議員 大 石 健 二